

都道府県医師会 会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 中 川 俊 男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保調整業務支援事業の一部改正
(実施要領の要件緩和・対象範囲の明確化) について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議「新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策」(令和 3 年 2 月 3 日 日本医師会・四病院団体協議会・全国自治体病院協議会)に基づき、都道府県医師会・病院団体及び支部による協議会等の情報共有活動、受入病床の確保、後方支援病床の確保(マッチング等)を行う際の活動支援を目的に、都道府県医師会へ補助額 500 万円を上限に補助を行う支援事業を創設し、同年 4 月 14 日付文書「新型コロナウイルス感染症患者の受入病床確保のための調整業務補助について(日医発第 55 号(地 35))」において周知をしてまいりました。

今般、各地域の実情とご要望を踏まえて、下記のとおり要件の緩和ならびに補助事業の対象範囲の明確化をいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、これを機に病院団体との連携を更に深めていただきますようお願いいたします。

また、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配のほどよろしく申し上げます。

【実施要領改正内容（抜粋）】

■ 補助対象 都道府県医師会

（郡市区医師会による事業も当然に含まれ、都道府県医師会からの要請があれば、日本医師会より直接郡市区医師会へ補助金の支払いを行うものとする。）

■ 補助対象経費

病床確保（宿泊療養施設や入院待機施設を含む）に資する施策や、都道府県医師会・病院団体及び支部との協議会等（既存の枠組みや後方支援に関する会議等も含む。）により実施される施策（郡市区医師会や個別の医療機関に依頼する場合も含む）に関連して実施されるに要する費用（実費）。なお、協議会等の開催に向けた事前準備に係る経費（下記、対象経費の例参照）も対象とする。

※ 補助申請にあたっては、都道府県医師会・都道府県病院団体および支部による協議が望ましい。ただし、都道府県医師会・都道府県病院団体および支部による協議が困難な場合は、その取組を日本医師会へ申請し、日本医師会より病床受入確保対策会議を構成する病院団体の全国組織へ情報提供することで代替するものとする。

※ なお、本件に関する一部改正は即日実施（令和3年2月3日以降に掛かった費用であれば遡及申請可能）とする。

【一部改正】令和3年9月24日

【一部改正】令和3年9月1日

令和3年4月14日

新型コロナウイルス感染症患者の受入病床確保のための 調整業務の補助について

日本医師会「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保
調整支援事業」実施要領

公益社団法人日本医師会

趣旨

新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議「新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策」（令和3年2月3日 日本医師会・四病院団体協議会・全国自治体病院協議会）に基づき、都道府県医師会・病院団体及び支部による協議会等の情報共有活動、受入病床の確保、後方支援病床の確保（マッチング等）を行う場合に支援を行う。

※ 上記のうち会議費用については、都道府県行政から医師会等に対する委託費として、厚生労働省「医療搬送体制等確保事業」の対象とすることが可能。

さらに、クラスターが発生し、当該施設だけでは対応が困難となり、地域として支援する必要性があると判断した高齢者施設や福祉施設等に対し、上記協議会等の枠組も活用して要員の派遣や患者・入所者の受入を行う場合も支援する。

補助対象

都道府県医師会

（郡市区医師会による事業も当然に含まれ、都道府県医師会からの要請があれば、日本医師会より直接郡市区医師会へ補助金の支払いを行うものとする。）

補助額

上限 500 万円

補助対象経費

病床確保（宿泊療養施設や入院待機施設を含む）に資する施策や、都道府県医師会・病院団体及び支部との協議会等（既存の枠組みや後方支援に関する会議等も含む。）により実施される施策（郡市区医師会や個別の医療機関に依頼する場合も含む）に関連して実施されるに要する費用（実費）。なお、協議会等の開催に向けた事前準備に係る経費（下記、対象経費の例参照）も対象とする。

<対象経費の例>

- ・協議会等の開催費（WEB会議ツール利用料、交通費、日当、事務職員人件費、会場利用料その他）
- ・協議会等による情報共有ツールの開発・運営費
- ・受入病院と後方支援医療機関とのマッチングシステムの開発・運営費
- ・患者受入医療機関・後方支援医療機関（高齢者施設・福祉施設等）に対するゾーニング指導・教育研修費
- ・患者受入医療機関や後方支援医療機関への医療従事者派遣時の特別手当
- ・クラスターが発生し、医療機関・他施設への入院・転所が困難な高齢者施設・福祉施設等に対する看護師・介護職員の派遣費（特別手当、感染時の保険料等）
- ・日本経済団体連合会との連携による宿泊療養施設または臨時の医療施設等の設置に係る費用（本取組において、万一、上限額を超過する場合には、別途協議の上、上限額を見直すものとする。）

※ 上記はあくまでも例であって、これらに限定されるものではない。

※ 本補助事業は、篤志による使途が指定された寄付金を財源とするため、下記の場合は補助の対象外とする。

- ・経費が茶菓代等の場合
- ・新型コロナウイルス感染症対策以外の目的の場合
- ・国、地方自治体等の補助事業により相当額が支弁される場合（実費がその支弁額を上回る場合は、その超過分は補助対象とする）

※ 日本医師会による補助の後、同一経費に対し、国・地方自治体等の補助事業により相当額が支弁された場合は返金を求めることがある。

※ 補助申請にあたっては、都道府県医師会・都道府県病院団体および支部による協議が望ましい。ただし、都道府県医師会・都道府県病院団体および支部による協議が困難な場合は、その取組を日本医師会へ申請し、日本医師会より病床受入確保対策会議を構成する病院団体の全国組織へ情報提供することで代替するものとする。

補助の申請方法

所定の様式に記載の上、随時、日本医師会事務局地域医療課に提出する。申請の回数は、当該都道府県医師会（管下郡市区医師会分も含む）の補助の上限額に達するまで可能とする。

※ なお、本件に関する一部改正は即日実施（令和3年2月3日以降に掛かった費用であれば遡及申請可能）とする。

【本件に関する連絡先】

日本医師会 地域医療課（担当：青木・岸）

Tel：03-3942-6137／Fax：03-3946-2140

Mail：chiiki_1@po.med.or.jp